

# いざUターン！

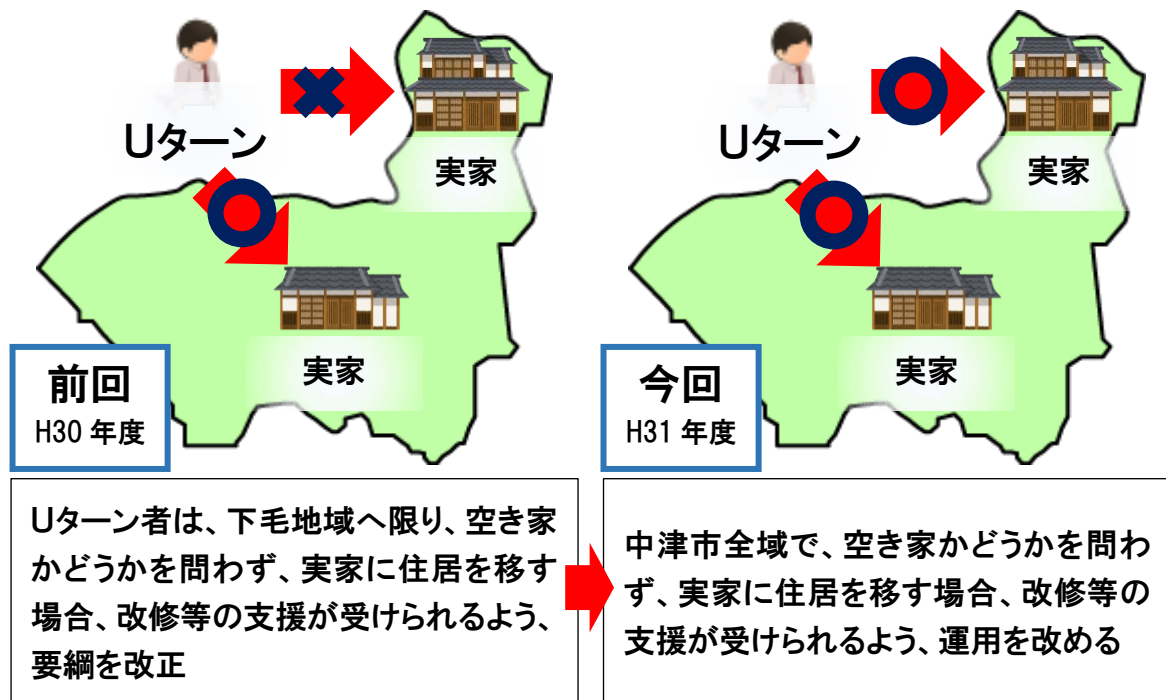
～Uターン住宅改修補助の対象を中津市全域に拡大～

平成 30 年度に旧下毛地域を対象に先行して実施した、「Uターン住宅改修補助事業」ですが、中津市全体としてUターンを促進する必要があるとの観点から、平成 31 年 4 月 1 日より、対象地域を中津市全域へ拡大します。

## 補助内容

中津市内にある 3 親等以内の親族が所有する住宅にUターンし、その住宅を改修する方で、過去 5 年以上その住宅に住所を有していない方を対象に、最大 50 万円補助します（補助率：1/2）。

※平成 30 年度事業から変わり有りません。



## 【問合せ先】

企画観光部 地域振興・広聴課

担当：坂内、江口

TEL:0979-22-1111 (内線 246)